

# 沖縄県道路交通法施行細則が

# 改正されました!!

携帯電話等を  
使用しながらの運転

大きな音で  
ヘッドホン等を使用して  
音楽を聞く等の運転

## が禁止となります!

平成21年10月1日施行



自転車を運転するときは、携帯電話等を手で持って通話若しくは操作し、携帯電話等の画面に表示された画像を注視してはいけません。また、携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレーヤー等の画面に表示された画像を注視することもいけません。（5万円以下の罰金）

大きな音でヘッドホン等を使用して音楽を聞く等、パトカーや救急車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転してはいけません。（5万円以下の罰金）

## 幼児2人同乗用自転車に限って 幼児2人を同乗させることが できます!

平成21年7月1日施行



2輪タイプ



3輪タイプ

幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車）に限って、幼児2人を同乗させることができます。

転倒時の被害を軽減するためにも、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

